

事務連絡  
令和5年4月28日

学生 各位

聖園学園短期大学  
学長 門戸 美智

聖園学園短期大学における  
令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることに伴い、令和5年5月8日以降については、下記の指針に基づいて行動するようにご理解、ご協力をお願いします。なお、社会状況により内容に変更が生じる場合がありますので、随時、各自の行動・生活を見直すように心がけてください。

記

**1 県外との往来について**

特に制限はありません。旅行先の状況に応じて適切な行動をしてください。

**2 マスク着用・基本的な感染防止対策について**

- (1) マスク着用は個人の判断とし、授業等でのマスク着用は求めないことを基本とします。ただし、当面の間はマスクを携行し、学校から求めがあった場合は着用できるようにしてください。
- (2) 通学時に混雑した電車やバスを利用する場合や、学修活動等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては着用を推奨します。
- (3) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスク着用を希望する場合や、健康上の理由によりマスクを着用できない場合もあることなどから、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に対応してください。(季節性インフルエンザ等も含む)
- (4) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うことに留意してください。
- (5) 引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等手指衛生」、「換気」等に留意してください。

**3 罹患者療養期間・濃厚接触者指定について**

令和5年5月8日以降、罹患した場合は発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの療養期間とします。濃厚接触者指定はしません。

裏面へ→

#### 4 令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る授業の欠席について

令和5年5月7日までの新型コロナウイルス感染症を理由とする配慮は、廃止します。  
なお、令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられ学校感染症に指定されることに伴い、その取り扱いに準じ、公認欠席として扱うこととします。

#### 5 アルバイト・ボランティア活動等について

特に制限はありません。基本的な感染症対策を徹底し、学業に支障の無いようアルバイトやボランティア活動等を行ってください。

#### 6 健康観察について

健康管理のために、毎日検温をするなどの健康観察を推奨します。

#### 7 緊急連絡先

土日、祝日及び時間外に、緊急で短大に連絡をしたい場合は、下記のメールアドレスに学籍番号、名前を記載のうえ用件を送ってください。

担当者が確認次第、返信します。

##### ◎連絡先

【平日8:30~17:00】

短大事務局 TEL:018-823-1920

教務課・厚生課 TEL:018-862-0337

【土日祝及び時間外の緊急連絡先】

**[gakusei@misono-jc.ac.jp](mailto:gakusei@misono-jc.ac.jp)**